

<建築・住宅>

建築基準法	第 68 条 の 2	第 5 項	×	<ul style="list-style-type: none"> ○地区計画等の区域内での建築物に係る規制を条例により緩和する際の国土交通大臣の承認 <p>地区計画等の定められている区域内において、建築物に係る規制を条例で緩和する場合には、国土交通大臣の承認を得ることとされているが、地区計画等はその区域の特性にふさわしい土地利用の増進等を図るものであり、その目的を達成するため、主体的に条例を定めるものであることから、その内容に対して国の関与を必要とするものではないため、国土交通大臣の承認は廃止すべき。</p> <p>(全国知事会・追加分)</p>
住生活基本法	第 17 条	第 4 項	×	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県が策定する住生活基本計画に係る国土交通大臣の協議、同意 <p>都道府県は、住生活基本計画の策定にあたり、公営住宅の供給目標量について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないと規定されているが、地方の裁量に任せるべき。</p> <p>(全国知事会)</p>
公営住宅法	第 5 条	第 1 項	×	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅の整備基準 <p>住宅の規模等について、地域の特性を踏まえた住宅の整備ができるよう公営住宅の整備に関する基準設定については廃止すべき。</p> <p>(全国知事会)</p>
	第 23 条		×	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅の入居者資格要件 <p>公営住宅法を見直し、公営住宅の入居資格要件を枠組化し、実際の運用は各自治体の裁量によるものとする。</p> <p>(全国市長会)</p>
	第 37 条	第 1 項	iv g	<ul style="list-style-type: none"> ○建替計画の策定・変更に係る国土交通大臣の承認
	第 37 条	第 6 項	iv g	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅の譲渡の対価等の処分に係る規制
	第 44 条	第 1 項	iv g	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人等による公営住宅の使用等に係る国土交通大臣の承認
	第 44 条	第 2 項	×	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅の事業主体の変更に係る国土交通大臣の承認
	第 44 条	第 3 項	iv g	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅の実地検査等の結果に係る国土交通大臣への報告
	第 45 条	第 1 項	iv g	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅の処分に関する規制については、公営住宅における目的外使用承認の柔軟化及び公営住宅ストックの有効活用の観点から廃止すべき。また、その他の自治事務に関する国の関与についても廃止すべき。
	第 45 条	第 2 項	iv g	
	第 46 条	第 1 項	iv g	
	第 49 条	第 4 項	×	

<教育>

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第1項	×	○幼稚園設置基準の規制緩和(認定こども園関係) 幼稚園の園舎は「耐火建築物」であることを要し、幼保連携型認定こども園を前提とする幼稚園において2階に保育室を置く場合、その園舎を「不燃構造」とする必要があるが、これは児童福祉施設最低基準を上回るもの（保育所は3階以上の場合、不燃構造を要求）であり、認定こども園を目指す幼稚園に必要以上の要件を課するものであるため、地方への権限移譲を含めて、基準を緩和すべき。 (全国知事会・追加分)
				○幼稚園と保育所の一元化 幼稚園と保育所を一元化し、就学前児童への教育（保育）の均一化を図る。 また、「認定こども園」における施設設置や職員配置等の基準や運営費等は、幼稚園・保育所の基準を適用するのではなく、保育所と幼稚園の一元化を図るために統一した標準的制度として構築するとともに、基準を最低基準とするのではなく標準的なものとして法令の規定の枠組化を図る。 (全国市長会)
学校教育法	第3条		×	○市町村立幼稚園の設置及び廃止 市町村立幼稚園の設置・廃止に関する権限は、設置主体の市町村に移譲し、認可制から届出制とすべき。 (全国知事会)
	第4条	第1項	×	○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項、第2項、学校教育法第3条に同じ)
	第25条		×	○高等学校教育における学習指導要領の大綱化及び弾力化 高等学校教育については、現行の役割分担を概ね維持しつつ、国の定める学習指導要領の大綱化・弾力化により、必履修科目の削減、科目選択や標準単位数の弾力化、科目における学習内容範囲の弾力化等を行い、学校の裁量権を拡大すべき。 (全国知事会)
	第52条		×	○高等学校の特別支援学級における特別な教育課程の編成 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができる。しかし、高等学校においては、特別な教育課程が編成できることにならないため、障害の種類や程度、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育ができるよう、高等学校の特別支援学級においても特別な教育課程の編成ができるようにすべき。 (全国知事会・追加分)
	第81条	第1項	×	

公立義務教育 諸学校の学級 編制及び教職 員定数の標準 に関する法律	第 4 条		×	<p>○市町村立学校県費負担教職員に係る人事権等の移譲 市町村立学校県費負担教職員の人事権、給与負担、教職員定数及び学級編制に関する権限等については、都道府県から市町村に移譲すべき。その際、人事権と給与負担は一体とすべき。また、市町村への権限移譲に当たっては、市町村ごとの態様の違いを考慮し、広域人事の仕組みを整備する等の条件整備が必須の課題である。 (全国知事会)</p> <p>○義務教育諸学校の学級編制に対する関与の廃止、教職員定数権の市への移譲 学級編制に係る都道府県の関与を廃止するとともに、教職員定数権及び教職員人事権移譲後の給与支払い権限を市に移譲する。 (全国市長会)</p>
	第 5 条		×	
	第 6 条		×	
	第 6 条の 2		×	
	第 7 条	第 1 項	×	
	第 7 条	第 2 項	×	
	第 7 条	第 3 項	×	
	第 8 条		×	
	第 8 条の 2		×	
	第 9 条		×	
	第 10 条		×	
	第 10 条 の 2		×	
	第 11 条	第 1 項	×	
	第 11 条	第 2 項	×	
	第 12 条		×	
	第 13 条		×	
	第 13 条 の 2		×	
	第 14 条		×	
	第 15 条		×	
	第 16 条	第 1 項	×	
	第 16 条	第 2 項	×	
	第 16 条	第 3 項	×	
	第 17 条	第 1 項	×	
	第 17 条	第 2 項	×	
	第 18 条		×	
へき地教育振 興法	第 5 条の 2	第 1 項	×	<p>○へき地手当の支給対象及び支給基準の弾力化 情報通信や道路交通網の整備・普及等により、へき地学校を取り巻く環境は変化してきているが、文部科学省の基準はそうした環境変化に対応していない。へき地手当の支給対象者や支給基準の決定等について、地域住民の生活実態や手当受給者の通勤実態といった、へき地学校の実態を反映させ、都道府県が実情に応じた調整ができるよう法律を改正すべき。</p> <p>(全国知事会・追加分)</p>
	第 5 条の 2	第 2 項	×	
	第 5 条の 2	第 3 項	×	

<産業通則>

中小企業団体の組織に関する法律	第 101 条の 2	第 3 項	×	○商工組合等の認可等に係る都道府県の経済産業大臣への協議 都道府県の区域を超えない商工組合及び商工組合連合会に係る設立認可、定款変更認可、解散命令等については、都道府県が処理する事務となっているが、命令、認可等をしようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならず、設立認可、定款変更認可等について経済産業大臣へ協議することにより、県単独の認可の場合と比較して審査に要する時間が長くなることが考えられ、組合の迅速な事業展開のために、当該協議については廃止すべき。 (全国知事会・追加分)
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律	第 5 条	第 1 項	×	○地方自治体の基本計画に対する国の協議、同意 平成 19 年度から各自治体が行う企業誘致活動の結果に対して国が評価し、特別な支援を行うという新たな国との関与ができるが、廃止すべき。 (全国知事会)
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	第 4 条	第 1 項	×	○都道府県の基本構想の策定義務 支援対象とすべき地域の資源を都道府県が策定する基本構想の中で特定し(主務大臣が認定)、特定された資源を活用する中小企業者等の事業計画を国が認定し、各種の支援措置を講ずることとされているが、中小企業者等が国から具体的な支援を受けるためには、前提として都道府県の基本構想を作成せざるをえず、都道府県の基本構想の作成自体が事実上の義務付けとなっており、都道府県の基本構想作成の義務付けを廃止すべき。 (全国知事会・追加分)
小規模企業者等設備導入資金助成法	第 12 条	第 1 項	×	○小規模事業者等設備導入資金貸付事業の都道府県事業計画への国基準の適用 地域の実態にあわせた運用ができるよう、小規模企業者等設備導入資金貸付事業についての都道府県事業計画への国基準の適用の義務付けを廃止し、国の定める基準は例示的・一般基準的なものとすべき。 (全国知事会)

<農業>

農業委員会等に関する法律	第 10 条の 2	第 2 項	×	○農業委員会の選挙区の設定要件の緩和 農業委員会に二以上の選挙区を設ける場合において、市町村長が特に必要があると認めるときは、政令で定める基準によらずに選挙区を設けることができるることとする。 (全国市長会)
--------------	-----------	-------	---	--

農業改良助長法	第7条	第7項	×	<p>○協同農業普及事業の実施方針の農水大臣協議 都道府県は農林水産大臣が定めた運営方針を基本に、都道府県実施方針を定めることになっているため、都道府県実施方針を定める際に必要となっている国との協議を廃止すべき。 (全国知事会)</p>
	第9条		×	<p>○農業普及指導員の資格 農業普及指導員については都道府県に職の設置を義務付ける必置規制があるが、都道府県の判断で普及事業を実施できるよう、農業普及指導員の任用資格設定権限を都道府県に移譲すべき。 (全国知事会)</p>
農山漁村電気導入促進法	第2条	第1項	×	<p>○都道府県の農山漁村電気導入計画の策定義務 電気が供給されていない農山漁村等において、農林漁業団体から電気導入事業の申請があった場合、都道府県は電気導入計画を作成し、農林水産大臣に提出しなければならないとされているが、農林水産省からの決定通知を待たなければ、農林漁業団体は貸付を受けることができず、速やかな事業（発電施設の改良、造成等）実施を妨げている。そのため都道府県の電気導入計画策定の義務付けを廃止し、農林漁業団体が直接農林漁業金融公庫等へ事業計画を提出し、融資を受けられるように改善すべき。 (全国知事会・追加分)</p>
農業振興地域の整備に関する法律	第4条	第5項	×	<p>○農業振興地域整備基本方針・農業振興地域整備計画の大臣・知事協議、同意 都道府県、市町村の自主的・主体的な取り組みを阻害しないよう、都道府県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣への協議、同意の義務付けを廃止すべき。また、市町村が農業振興地域整備計画を定めるときの都道府県知事への協議、同意の義務付けを廃止すべき。 (全国知事会)</p>
	第8条	第4項	×	<p>農用地利用計画に係る都道府県の同意を要する協議を廃止する。 (全国市長会)</p>
	第13条	第4項 (準用規定)		
主要農作物種子法	第4条	第4項	×	<p>○主要農作物(米、麦、大豆)種子に係る審査・交付業務 都道府県は、栽培中の主要農作物の成熟状況等を審査する「ほ場審査」及び生産段階における主要農作物種子の発芽良否等を審査する「生産物審査」を行い、証明書を交付することが義務付けられているが、生産後の種子の品質等の検査は民間事業者で行われており、園芸作物の種苗生産については都道府県の審査義務はなく民間事業者で適切な種苗生産が行われてことから、栽培中の主要農作物についてのみ都道府県の審査等を義務付ける必要性は低く、民間事業者で実施できるような仕組みとすべき。 (全国知事会・追加分)</p>
	第4条	第5項	×	
	第5条		ア	

<林業>

林業労働力の確保の促進に関する法律	第4条	第3項	×	○林業労働力の確保の促進に関する基本計画の大臣協議 都道府県は、国で定めた基本方針に基づき、林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定・変更の際には国に協議しなければならないとされているが、基本計画は国の基本方針に基づいて策定・変更しているのであり、計画策定・変更の内容に関する協議までの関与は不要であり、協議を廃止すべき。 (全国知事会・追加分)
森林法	第6条	第5項	×	○地域森林計画の策定に係る協議 都道府県が策定する「地域森林計画」に係る農水大臣への協議は、地域の実態に即した計画策定の阻害要因となっているため廃止すべき。 (全国知事会)
	第10条の2	第6項	×	○林地開発許可事務に係る都道府県森林審議会への意見聴取 林地開発の許可にあたっては、森林審議会の意見を聞くことが義務付けられているが、この意見聴取については、都道府県段階で既に許可基準に合致する申請のみを森林審議会に諮問していること、自治事務となる以前は通達により 10ha 以上の案件について意見を聴取してきたが問題はなかったこと等から、森林審議会への意見聴取をするか否かは都道府県知事の判断で行うべきであり、「義務規定」から「意見を聞くことができる」という規定にすべき。 (全国知事会・追加分)
森林病害虫等防除法	第7条の3	第3項	×	○森林病害虫等防除実施基準に係る協議 都道府県が策定する防除実施基準については、国の基準に則り策定しており、国との協議を廃止すべき。 (全国知事会)
	第7条の5	第2項	×	○森林病害虫等防除に係る区域の指定及び変更についての協議 手続きの迅速化のため、「高度公益機能森林」及び「被害拡大防止森林」の区域の指定及び変更についての国との協議は、被害が県域を越える等広域的に拡大する恐れのある場合に限定すべき。 (全国知事会)

<水産業>

漁業法	第11条	第6項	×	○漁業権の免許 漁業権の免許等は自治事務であり、都道府県知事の有する漁業権の免許に対する免許内容や変更等を指示できる等の国の関与を廃止すべき。 (全国知事会)
	第34条	第3項	(準用規定)	
	第39条	第5項	(準用規定)	
	第128条	第4項	×	
	第129条	第7項	×	○遊漁規則の認可 遊漁規則の認可は自治事務であり、公示内容を省令でなく都道府県条例で定めるべき。 (全国知事会)

遊漁船業の適正化に関する法律	第 12 条		×	<p>○遊漁船業務主任者養成講習 住民の要望に応える迅速な対応をするため、都道府県が実施する遊漁船業務主任者養成講習に係る農林水産大臣の認定を廃止すべき。 (全国知事会)</p>
漁港漁場整備法	第 6 条	第 7 項	×	<p>○漁港区域の指定又は変更についての大臣認可 漁港区域の設定は漁港整備だけでなく、海岸の管理等とも密接に関わっており、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じ、漁港管理者が区域の変更も柔軟に対応する必要があり、第 1 種、第 2 種漁港の大臣認可を廃止し、都道府県や市町村が独自に指定等を行えるようにすべき。 (全国知事会・追加分)</p>

<工業>

農村地域工業等導入促進法	第 4 条	第 4 項	iv g	<p>○農村地域工業等導入計画策定、変更等の協議、同意 都道府県、市町村の自主的・主体的な取り組みを阻害しないよう、都道府県の農村地域工業等導入基本計画の作成・変更時の主務大臣への協議、同意の義務付けを廃止すべき。また、市町村の農村地域工業等導入実施計画の作成・変更時の都道府県知事への協議、同意の義務付けを廃止すべき。</p>
	第 5 条	第 8 項	iv g	<p>(全国知事会・追加分)</p>

<運輸・観光>

港湾法	第 2 条	第 6 項	×	<p>○港湾施設に係る国土交通大臣の認定 港湾法に、港湾区域及び臨港地区を外れて整備される施設については、国土交通大臣が港湾管理者の申請を受けて認定した場合のみ港湾施設とみなされるという規定（法第 2 条第 8 項）があることから、一方で整備事業が採択されているにも拘らず、他方で施設認定完了までに長時間をしているため、港湾管理者が補助事業及びそれと密接に関連した他の事業による計画的な整備に着手できずに冬季や年度末近くの工事発注や発注工事の中止を余儀なくされる状況が発生している。港湾施設については港湾計画策定時・補助事業採択時に建設が了承されているため、国土交通大臣による施設認定を廃止すべき。 ※道路法では都道府県道の路線認定は都道府県知事が行うことになっている。 (全国知事会・追加分)</p>
	第 44 条の 2	第 2 項	×	<p>○重要港湾の入港料に係る国土交通大臣の協議、同意 ○港湾計画の策定・変更に係る国土交通大臣への提出</p>
	第 3 条の 3	第 4 項	×	<p>○地方公共団体による港湾区域の決定・変更に係る国土交通大臣・都道府県知事の認可 ○港湾管理者としての地方公共団体による委員会の設置に係る国土交通大臣への届出</p>
	第 3 条の 3	第 8 項	×	

	第4条	第4項	×	○港湾管理者による港湾隣接地域の指定・公告に係る国土交通大臣への報告 ○国土交通大臣の要求による港湾管理者の料率の変更 ○国が負担・補助した港湾施設の譲渡等に係る国土交通大臣の認可 ○重要港湾の港湾管理者による収支報告の写しの国土交通大臣への提出 ○港湾管理者による協議会の規約の決定・変更に係る国土交通大臣への届出 ○特定港湾管理者による特定国際コンテナ埠頭の運営者の認定に係る国土交通大臣の同意 ○港湾管理者による特定埠頭の運営者の認定に係る国土交通大臣の同意
	第9条	第2項	×	
	第33条	第2項	×	
	第35条	第3項	×	
	第37条 の2	第3項	×	
	第44条	第5項	×	
	第46条	第1項	ii、 ivg	
	第49条		×	
	第50条 の3	第3項	×	
	第50条 の4	第3項	×	港湾管理者が港湾の経営を行うにあたり、その財源である重要港湾の入港料についての国土交通大臣の同意は廃止すべき。 また、そのほかの自治事務に関する国の関与は廃止すべき。 (全国知事会)
	第50条 の4	第8項	×	
	第54条 の3	第3項	×	
	第54条 の3	第11項	×	
	第58条	第3項	×	○埋立地の用途変更・権利移転等に係る港湾管理者の許可に係る国土交通大臣の協議 港湾管理者が背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行うため、海域管理（公有水面埋立）に関する認可や協議等は廃止すべき。また、用途変更や権利移転等の制限期間についても短縮・撤廃をすべき。 (全国知事会)
外国人観光旅 客の旅行の容 易化等の促進 による国際観 光の振興に関 する法律	第4条	第2項	ivg	○外客来訪促進計画に係る観光庁長官の同意 観光行政の実施主体である地域の自主性・主体性に任せるべきであり、外客来訪促進計画（都道府県単独又は共同）に対する国の同意を廃止すべき。 (全国知事会)
空港法	第8条	第2項	×	○地方管理空港の滑走路等の新設等に係る国土交通大臣の協議、同意 第二種空港（地方管理）、第三種空港の設置、変更又は航空保安施設の工事施行に係る国土交通大臣への協議は、あらかじめ空港設置、変更に係る国土交通大臣の認可を受けていることから、これを廃止すべき。 (全国知事会)

<労働>

職業能力開発促進法	第 15 条の 6	第 1 項	×	<p>○都道府県による職業訓練の実施 都道府県職業能力開発校の管理運営の外部委託等ができるよう、国による設置及び管理に対する義務付けは廃止し、助言及び勧告等の関与は最小限にすべき。 (全国知事会)</p> <p>普通課程の普通職業訓練は、短期課程と異なり、民間施設で実施（民間委託）することができない等、行政の弾力化・効率化を阻害しており、都道府県の自主的な判断により、実施が可能となるよう、国の義務付けを廃止すべき。</p> <p>(全国知事会・追加分)</p>
	第 15 条の 6	第 3 項	×	

<環境>

自然環境保全法	第 49 条	第 1 項	×	<p>○自然環境保全地域の指定についての国の行政機関との協議 特別地区の指定に際して、自然環境保全法第 49 条により環境大臣との協議が義務付けられているが、制度運用が地方に定着していることから、報告で足りる。</p> <p>(全国知事会・追加分)</p>
ダイオキシン類対策特別措置法	第 11 条	第 3 項	×	<p>○総量削減計画の大臣の同意、協議 都道府県が策定する総量削減計画については、国の定める基本方針を踏まえた上で、地域の実情に応じて策定すべきものであるため、国への協議、同意は廃止すべき。 (全国知事会)</p>
大気汚染防止法	第 5 条の 3	第 3 項	×	
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第 7 条	第 3 項	×	
水質汚濁防止法	第 4 条の 3	第 3 項	×	

<厚生>

地域保健法	第 10 条		×	<p>○保健所長の医師資格要件緩和 保健所長は、医師でなくても公衆衛生行政に精通した職員が遂行可能であり、医師資格要件を廃止すべき。 (全国知事会)</p>
水道法	第 6 条	第 1 項	×	<p>○水道事業の大臣認可、大臣届出 水道事業における認可等を廃止し、市の責任において実施で きるようにする。 (全国市長会)</p>
	第 7 条	第 1 項	×	
	第 7 条	第 2 項	×	
	第 7 条	第 3 項	×	
	第 10 条	第 1 項	×	
	第 10 条	第 3 項	×	
	第 11 条	第 1 項	×	
	第 11 条	第 2 項	×	
	第 13 条	第 1 項	×	
	第 14 条	第 5 項	×	
	第 24 条 の 3	第 2 項	×	
	第 26 条		×	
	第 27 条	第 1 項	×	
	第 27 条	第 3 項	×	
	第 30 条	第 1 項	×	
	第 30 条	第 2 項	×	
	第 30 条	第 3 項	×	
	第 31 条		×	
下水道法	第 2 条の 2	第 7 項	×	<p>○流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣の協議、同意 県際河川、広域的閉鎖性水域に係る流域別下水道整備総合計 画を定めようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意 を得なければならないとされているが、関係自治体との協議を行 うことにより、直接、国の利害に影響を与えないものと考え られるため、国への協議、同意は廃止すべき。 (全国知事会・追加分)</p>
	第 4 条	第 1 項	×	<p>○公共下水道の事業計画に係る国土交通大臣の認可 既決定の都市計画に即して都道府県が実施する都市計画事業 及び公共下水道の設置に関する国土交通大臣の認可は廃止すべ き。 (全国知事会)</p>
	第 25 条 の 3	第 1 項	×	<p>○流域下水道の事業計画に係る国土交通大臣の認可 流域下水道の設置について国土交通大臣が事業認可しようと する際に、保健衛生上の観点で環境大臣から意見聴取すること とされているが、環境大臣が当該流域下水道による処理区域以</p>

				外の区域に対する影響を把握することを目的とするものであり、都道府県知事から環境大臣への事業計画の届出に代える等、事務の簡素化を図るべき。なお、国土交通大臣の認可についても、法定手続きを経て決定された都市計画に即して実施されるものであるため、廃止すべき。 (全国知事会・追加分)
保健師助産師 看護師法	第 18 条		×	○准看護師試験の実施 准看護師試験は、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも 1 回行うことが義務付けられており、准看護師養成所の閉校等によって、准看護師課程の卒業生が皆無であっても試験を実施しなければならないことから、行政の非効率化を招いているため、准看護師養成所のない都道府県については試験を実施しなくていいよう改正すべき。 (全国知事会・追加分)
医療法	第 30 条 の 4	第 2 項	×	○全国一律の基準病床数設定の廃止 全国一律の算定による設定は、都道府県が地域医療の実態を踏まえて病床削減・増床ができるよう、廃止すべき。 (全国知事会)

<社会福祉>

	第 35 条	第 2 項	×	○児童自立支援施設の職員身分規定 都道府県は児童自立支援施設の必置と、その施設長、児童自立支援専門員（生活支援員）は都道府県の職員を充てることとする義務付けがあることから、都道府県が設置する当該施設の外部委託が不可能となっているため、効率的な行政運営が可能となるよう、職員の身分規定を廃止すべき。 (全国知事会・追加分)
児童福祉法	第 45 条	第 2 項	×	○福祉施設最低基準の遵守義務規定 <児童福祉施設> 児童館の設備や運営に係る基準については、実施主体である市町村において、児童数等の地域の様々な実情に応じた運営ができるよう、要件を緩和すべき。 (緩和すべき要件の例) 設備基準の緩和（集会室と遊戯室は設置が義務付けられているが、必ずしも両方必要ではない等) (全国知事会) 保育施設の設置・運営環境は、地域間で大きく異なるため、施設や運営の基準について、保育の実施主体である市町村が地域の実情に応じて実施できるよう、保育所設備や職員配置等の基準設定を市町村に移譲すべき。 (地域間で異なる設置・運営環境の例) 都市部：施設用地の確保が困難等　過疎部：保育士の確保が困難等

				<p>(移譲すべき基準設定の例) 乳児室、ほふく室、保育室等の面積基準、保育士の配置基準 (全国知事会)</p> <p>保育児童の発育・発達過程に応じたよりよい給食の提供が可能となるよう、公立保育所における給食の外部搬入を行うことができるようべき。 (全国知事会)</p> <p>民間保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められていない一方、既に構造改革特区において公立保育所は「保育児童の発育・発達過程に応じたよりよい給食の提供」という理由で提案されているが、公立保育所に限る必要はなく、一定の条件のもと、公立、民間立を問わず外部搬入を認める内容に拡充すべき。 (全国知事会・追加分)</p> <p>保育所設備基準を最低基準とするのではなく標準的なものとし、法令の規定を枠組化する。 (全国市長会)</p>
老人福祉法	第 17 条	第 2 項	×	<p>○福祉施設最低基準の遵守義務規定＜養護老人ホーム、特別養護老人ホーム＞</p> <p>老人福祉施設の設置・運営基準の義務付け・枠付けを地域の実情に応じ縮小すべき。</p> <p>(縮小すべき義務付け・枠付けの例) 特別養護老人ホーム等の耐火性能に係る規制の緩和（木造 2 階建） (全国知事会)</p>
高齢者の医療の確保に関する法律	第 133 条	第 2 項	×	<p>○法定給付以外の保険給付を行おうとする場合等の都道府県知事協議</p> <p>市町村が法定給付以外の保険給付を行おうとする場合やその他の政令で定める場合（保険料率の設定及び変更を予定）においては、あらかじめ都道府県知事への協議が義務付けられており、当該事務が市町村の自治事務であるにもかかわらず、都道府県知事に協議しなければならないとするこの必要性が不明であり、また、法律上、保険料率は政令で定める基準に従って条例で定めることとなっていることからも、市町村の裁量による部分は限られているため、当該規定は廃止すべき。</p>
国民健康保険法	第 12 条		×	<p>広域連合が法定給付以外の保険給付を行おうとする場合及びその他の政令で定める場合（保険料率の設定及び変更を予定）においては、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないこととされているが、広域連合がその条例に定めるところにより行う法定外の保険給付や保険料率の設定等について、当該事務が広域連合の自治事務であるにもかかわらず、都道府県知事に協議しなければならないとするこの必要性が不明であるため、当該規定は廃止すべき。 (全国知事会・追加分)</p>

介護保険法	第 74 条	第 1 項	×	<p>○介護保険事業者の指定基準 介護保険事業者の指定基準等について、地域が主体的に判断してサービスを提供することが必要であり、義務付け・枠付けは縮小すべき。 (縮小すべき義務付け・枠付けの例) ・グループホームの指定における研修の受講要件 ・訪問リハビリテーション等における指定基準 ・介護予防支援業務における指定居宅介護支援事業者への委託件数の制限 (全国知事会)</p>
	第 74 条	第 2 項	×	
	第 78 条 の 4	第 1 項	×	
	第 78 条 の 4	第 2 項	×	
	第 81 条	第 1 項	×	
	第 81 条	第 2 項	×	
	第 88 条	第 1 項	×	
	第 88 条	第 2 項	×	
	第 97 条	第 1 項	×	
	第 97 条	第 2 項	×	
	第 97 条	第 3 項	×	
	第 110 条	第 1 項	×	
	第 110 条	第 2 項	×	
	第 115 条 の 4	第 1 項	×	
	第 115 条 の 4	第 2 項	×	
	第 115 条 の 13	第 1 項	×	
	第 115 条 の 13	第 2 項	×	
	第 115 条 の 22	第 1 項	×	
	第 115 条 の 22	第 2 項	×	
	第 115 条 の 39	第 4 項	×	○地域包括支援センターの基準 地域包括支援センターの設置基準、職員配置基準を最低基準とするのではなく標準的なものとし、法令の規定を枠組化する。 (全国市長会)
障害者自立支 援法	第 5 条	第 2 項	×	<p>○障害者自立支援における居宅介護の要件緩和 障害者自立支援法において「居宅介護」とは、居宅において行われる介護等のサービスと規定されており、居宅外では認められていないため、居宅以外の広範囲な生活場面での活動を支援するサービスが乏しく、障害者の地域生活に支障をきたしているため、障害者の生活実態に応じて学校生活等「居宅外」の場所でのヘルパーの活用や送迎が可能となるよう枠付けを緩和</p>
	第 28 条	第 1 項	×	
	第 29 条	第 1 項	×	

			すべき。 (全国知事会・追加分)
第 80 条	第 2 項	×	○障害福祉サービス事業等の基準 「就労移行支援」や「就労継続支援」等の複数の障害福祉サービスを同一事業所で提供する「多機能型」の指定を受ける場合、6人以上の利用者が必要となっており、へき地等の地方では2~3人の対象利用者しか確保できない場合もあるため、都道府県において利用者数の確保が困難と認めた場合は6人以下でも指定できるよう基準を緩和すべき。 (全国知事会・追加分)

4 義務付け・枠付け見直しの今後の進め方

3においてメルクマールに該当しないと判断した見直し対象条項については、2(2)の方針に従って見直しを行うべきであるが、これまでの当委員会の調査審議等を踏まえれば、このうち、次に掲げるような形態のものについては特に問題があり、これらを中心に、当委員会として第3次勧告に向けて具体的に講すべき措置の調査審議を進め、結論を得る。

このため、第2次勧告後、速やかに、各府省に対し、(a)から(c)までに係るものについて、それぞれに掲げる方針に従って見直しを行うことを求めることとする。各府省の回答は公表するとともに、その内容について当委員会として重点的な調査審議を行う。

(a) 施設・公物設置管理の基準

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 基準の全部の廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 基準の全部について条例に委任又は条例による補正を許容
- ③ 基準の一部について条例に委任又は条例による補正を許容し、その他の部分について定量的でなく、また、個別具体的な方法等を含まない、一般的・定性的な基準への移行

(b) 協議、同意、許可・認可・承認

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 協議、同意、許可・認可・承認の廃止（協議等の単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 事後の届出、報告、通知等の情報連絡への移行

(c) 計画等の策定及びその手続

原則として、計画等の策定、内容、策定手続それぞれについて次の方針で見直すこととすべきである（計画等の策定手続のうち、(b)に該当するものについては、(b)に掲げる方針による）。

- ・計画等の策定の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ・計画等の内容の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容
- ・計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容

さらに、今後制定される法令が、第1次地方分権改革で構築された関与の諸原則に加え、今次の地方分権改革で構築される義務付け・枠付けの諸原則に沿ったものとなるよう、各府省及び政府全体として自律的にチェックしていくための組織的な仕組みについても検討を進める予定である。